

東京湾北部圏域河川整備計画（原案）に対する意見と県の考え方

千葉県県土整備部河川整備課企画班

- 1 パブリックコメント実施期間 令和7年2月26日（水）～3月25日（火）
- 2 意見提出者数（意見の延べ件数） 2人（10件）
- 3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

※複数の理由から意見が述べられている場合は、意見の概要を分けて掲載しています。

御意見の概要	県の考え方
(1)人口(3ページ)	
「現在でも徐々に人口が増加」という記述に関し、菊田川及び谷津川の流域である秋津・香澄・袖ヶ浦という地域は高齢化が著しい状況に留意いただき、まちづくりの動向と本整備計画との連携を図ったうえで前向きな事業を推進いただきたい。	本整備計画の策定にあたっては、流域の関係する習志野市と協議調整を行いながら作成しております。 事業にあたっては引き続き、習志野市と連携しながら実施していきたいと考えております。
(2)自然環境(13ページ)	
「貴重な生物生息空間」という記述に関し、ネイチャーポジティブの考え方に基づいて、生物生息空間がより一層増えていく取組を期待したい。	いただいたご意見については、今後の河川環境の整備や保全にあたっての参考にさせていただきます。 まずは、現況で見られる動植物の生息・生育・繁殖環境の維持・保全に努めてまいります。
(3)河川利用環境(13ページ)	
「川沿いの親水・景観整備が実施」という記述に関し、3河川ともに整備は十分ではないため、より一層推進いただきたい。	今後の状況を見極めながら、必要に応じて検討してまいります。

(4)「河川環境の整備と保全に関する事項」(17ページ)	
<p>①「水質の維持・向上」という記述に関し、水門や排水機場付近に川を浮遊するゴミを回収する機能、または、回収作業ができる場所の確保等を検討いただきたい。</p> <p>②「親水空間の維持・保全」という記述に関し、維持・保全に留まらず更なる拡張・充実を目指していただきたい。</p>	<p>引き続き、定期的な河川巡視や、巡視結果に基づき必要な措置を講じるなど、良好な河川環境の維持に努めてまいります。</p> <p>現時点では、親水空間の更なる拡張・充実については考えておりませんが、今後の状況を見極めながら、必要に応じて検討してまいります。</p>
(5)「堤防、護岸等の河川管理施設及び河道」(19ページ)	
<p>谷津川の谷津干潟付近における草木の繁茂、支川菊田川におけるヘドロ及びゴミの堆積等、現状の課題に対して対策を強化いただきたい。</p>	<p>引き続き、定期的な河川巡視や、巡視結果に基づき必要な措置を講じるなど、良好な河川環境の維持に努めてまいります。</p>
(6)「流域における取り組みへの支援」(20ページ)	
<p>「積極的な協力が得られるよう、連携の強化」という記述に関し、地域住民や市民団体による河川周辺の清掃や親水関連イベントの実施といった活動を推進する取組を実施いただきたい。</p>	<p>「河川海岸アダプトプログラム」等により、関係市や市民団体等の活動を支援するなど、流域関係者等との連携の強化に努めてまいります。</p>
(7)「河川と地域住民のかかわり」(21ページ)	
<p>「地域住民や学識経験者と共に考えていきます」という記述に関し、具体的な周知や取組を検討、実施いただきたい。</p>	<p>いただいたご意見については、今後、河川環境の整備と保全にあたっての参考とさせていただきます。</p>
(8)「計画対象期間」(14ページ)	
<p>コンサルタントや建設業者選定のための公示等から完工まで、「25年間必要」ということでしょうか。これはあまりにも長すぎます。</p> <p>工事に時間が掛かることは理解しておりますが、一般人感覚で見れば、せめて10年間程度の期間に留めていただくようお願いいたします。</p>	<p>計画対象期間は、各河川を順次進めることや事業費等を考慮して設定した最長の期間を示すもので、実際の事業実施に際しては、可能な限り前倒しをしながら工期を短縮できるよう最大限努力していきたいと考えております。</p>

(9)「河川の維持の目的、種類及び施行の場所」(19ページ)

「流域における取り組みへの支援」(20ページ)

魅力的な地域とするため、様々な取り組み、開発、市民運動等が行われていると思います。

防災一辺倒とならず、縦割りとならず、バランスの取れた整備計画となるように省・県・市の縦の連携、各自治体の各部署の横の連携を丁寧に行っていただくようお願いいたします。

本整備計画の策定にあたっては、国や関係市等と協議調整を行いながら進めております。

事業実施にあたっては、引き続き関係機関と連携しながら進めてまいります。

(10)「河川環境の整備と保全に関する事項」(17ページ)

「河川の維持の目的、種類及び施行の場所」(19ページ)

「河川と地域住民のかかわり」(21ページ)

関係するステークホルダーとの対話は是非よろしくお願ひします。

一つの団体の意見が、水辺に集う全ての利用者の意見を代弁するわけではないため、短絡的ではなく、科学的に根拠を精査し、かつロジカルに整理して、進めていただくようお願いいたします。

いただいたご意見については、今後、事業を進めていく上で、参考とさせていただきます。